

議案第12号

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出

日野町長 埜田 淳 一

日野町職員の育児休業等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

① 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

- ・ 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。

② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け

- ・ 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ・ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

3 施行期日 令和4年4月1日から施行する。

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任用される職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して別に定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して別に定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員

<p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (委任) 第22条 略</p>	<p>(委任) 第20条 略</p>
---	------------------------

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。